

**日本映像民俗学の会**  
**Japanese Ethnological Film Society**

**「日本映像民俗学の会」会則**

- (1) 名称      日本映像民俗学の会  
                 Japanese Ethnological Film Society
- (2) 目的      会は映像民俗学の確立、その理論と方法の研究、並びに会員相互の親睦を図る
- (3) 会員      会の目的に賛同し、年会費2,500円を前納する
- (4) 事業      会の目的を達成するため、左の活動を行う

- A 大会及び総会
- B 研究会
- C 会報の発行
- D 映像記録による共同研究
- E 民俗資料映像、講師派遣の斡旋
- F 会員による諸活動の支援
- G その他必要な事項

(5) 運営

総会において運営委員10名以内と会計監査2名を選出する。  
運営委員の互選により、会代表を選出する。  
会は総会の決議を経て顧問を置くことができる。  
運営委員と会計監査の任期は2年間とする。  
但し、重任を妨げない  
日常の会務は事務局を構成して、これにあたる。  
会則の変更は総会の決議による。

(6) 本部・事務局

本部：〒206-8511 東京都稲城市坂浜238 駒沢女子大学・人文学部牛島巖研究室気付  
「日本映像民俗学の会」とする。  
事務局：〒160-0014 東京都新宿区内藤町1-10テラス小黒201  
「日本映像民俗学の会事務局」とする。